

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に取組み、経営のチェック機能の充実により経営の透明性を高め、ステークホルダーの期待に応えていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の実施状況は次のとおりとなっております。

当社は、効率的かつ健全な企業活動を重要課題と認識し、諸施策に取組んでおり、選任している取締役7名の内、1名を社外取締役として業務執行の監督機能を充実させております。また、当社は、経営の監督機能として監査役制度を採用しており、監査役4名の内、3名を社外監査役として経営監督機能の充実に努めております。さらに、社内に内部統制推進部門を設置して、内部統制システムの構築と運用を行うとともに、監査部を設置して、内部監査機能の充実を図っております。監査部は、監査役と連携をとり、社内の業務執行の妥当性、効率性、健全性を幅広く検証し、社長に対して細かな経営に対する助言、提言を行うこととしております。

なお、社外取締役1名並びに社外監査役3名の内2名は、当社の親会社である川崎重工業株式会社の従業員であり、グループ経営における認識の統一を図り、業務の適正性を確保しております。

また、毎月1回の取締役会に加えて役員会及び経営会議を開催し、経営の意思決定を迅速かつ的確に行えるよう努めております。

リスク管理面では、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクの把握とその対応を行うため、リスク管理に関する社則を制定し、リスクマネジメントの充実を図っております。具体的には、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングしております。

コンプライアンスについては、企業倫理や法令遵守の徹底を図るため企業倫理に関する社則を制定し、社内での意識向上に取り組んでおります。具体的には、社長を委員長とし、常勤取締役を委員とする企業倫理委員会を定期的に開催することとしております。さらに、その下部組織として社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置して、定期的にコンプライアンス活動全般の運用状況の確認を行っております。また、内部通報・相談窓口委員会を設置して、外部の弁護士及び企画室長、総務人事部長を窓口とする内部通報・相談制度を定めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川崎重工業株式会社	13,970,600	83.01
川重冷熱取引先持株会	1,298,000	7.71
宗教法人萬福寺	100,000	0.59
川重冷熱従業員持株会	99,100	0.59
株式会社ナカネツ	46,000	0.27
丸茶株式会社	44,000	0.26
株式会社シガMEC	43,100	0.26
古市 一雄	30,000	0.18
株式会社ヤマニ熱工業	29,000	0.17
平松金属工業株式会社	25,000	0.15

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

川崎重工業株式会社 (上場:東京、大阪、名古屋) (コード) 7012

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

大阪 JASDAQ

決算期

3月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社の川崎重工業株式会社であります。当社は、親会社及び親会社の企業グループにおいて、明確な事業領域の棲み分けがなされていることから、親会社等から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはなく、またその取引についても市場価格等を参考にしながら合理的に決定しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社からの独立性の確保に関する考え方・施策等

当社親会社の川崎重工業株式会社から社外役員として、社外取締役1名・社外監査役2名を受け容れておりますが、適正な業務執行のための助言及び監査体制の強化を目的とし、当社の経営判断が行える状況にあることから親会社からの独立性は確保されていると認識しております。

一方、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が定期的に意見交換を行うなど、グループとしての統制の確保並びに取締役会・役員会・経営会議・企業倫理委員会等の開催などにより、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守・経営の透明性を確保しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( 1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤澤 薫	他の会社の出身者									

##### 1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
藤澤 薫		親会社での役職は、ガスタービン・機械カンパニー企画本部長	当社親会社の川崎重工業株式会社での財務経理分野における幅広い経験を有しており、適切な業務執行のための助言及び監督体制の強化を目的とし、選任している。また、当社と親会社との間に製品の販売その他につき取引関係があるが、同社との取引は当社と関連を有しないほかの当事者と同様の条件による通常の取引であり、社外取締役個人が特別な利害関係を有していないことから、親会社からの独立性は確保されていると認識している。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互に監査計画を説明し、意見交換をしております。監査役は、会計監査人の監査に適宜立会い、講評を聴き、意見交換をしております。また、監査役は会計監査人から年1回定期的に報告を受け、必要な情報交換をしております。  
 また、監査役は会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門から監査の計画と結果について報告を受け、必要に応じ調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
秋田 泰男	他の会社の出身者									
中山 拓志	他の会社の出身者									
東風 龍明	弁護士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
秋田 泰男		親会社での役職は、ガスタービンビジネスセンター管理部長 兼 ガスタービン・機械カンパニー企画本部管理部長	当社親会社の川崎重工業株式会社での企画、管理部門における幅広い経験を有しており、適切な業務執行のための助言及び監督体制の強化を目的とし、選任している。また、当社と親会社との間に製品の販売その他につき取引関係があるが、同社との取引は当社と関連を有しないほかの当事者と同様の条件による通常の取引であり、社外監査役個人が特別な利害関係を有していないことから、親会社からの独立性は確保されていると認識している。
中山 拓志		親会社での役職は、企画本部関連企業総括部基幹職	当社親会社の川崎重工業株式会社での企画、管理部門における幅広い経験を有しており、適切な業務執行のための助言及び監督体制の強化を目的とし、選任している。また、当社と親会社との間に製品の販売その他につき取引関係があるが、同社との取引は当社と関連を有しないほかの当事者と同様の条件による通常の取引であり、社外監査役個人が特別な利害関係を有していないことから、親会社からの独立性は確保されていると認識している。
東風 龍明			弁護士としての高い見識とさまざまな経験を活かし、公正かつ独立した立場からの意見を取り入れることにより、監査機能を充実させることを目的とし、選任している。また、株式会社大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ている。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(社外取締役を除く)の年間報酬額(8名) 87,391千円  
 監査役(社外監査役を除く)の年間報酬額(1名) 15,405千円  
 社外役員(1名)の年間報酬額(1名) 960千円

(注) 1. 退職慰労金は廃止しております。また、賞与及びストックオプションの支給はありません。  
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。  
 3. 社外取締役3名並びに社外監査役2名の内1名は無報酬であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役及び監査役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上、及び優秀な人材の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。

監査役報酬は、その職務の独立性という観点から、業績連動を伴わない固定報酬とし、監査役会にて決定しております。  
 なお、上記取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬枠に収まるように設定し、運用しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

親会社から、社外取締役・社外監査役を受け入れており、情報のやり取りの窓口は企画室が行っております。その方法は、インターネットを活用した企業グループ内メールが主な手段となっており、社内取締役・社内監査役と同様に、即時に必要な情報を提供し、また意見交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

社長の諮問機関として、役員会、経営会議を設け、月1回開催し、意思決定の効率化を図っております。監査役は、重要な会議には監査役の意思で出席できるものとし、役員会、経営会議にも出席しております。また、内部監査部門を設置し、当該部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行っております。

会計監査人による監査については、「有限責任 あずさ監査法人」の公認会計士 常本良治氏、坊垣慶二郎氏により会社法、金融商品取引法に基づく監査が実施されております。

以上のことから現状ではこの体制を採用するのが適当であると判断しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、1名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任するとともに、財務報告の信頼性を確保するため財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任した上で、常勤監査役と社外監査役との情報共有を行い、経営監視機能の充実に努めております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日が、親会社と同日にならないように設定しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料のホームページ掲載 決算短信、決算説明資料の他、フィナンシャルハイライトとして売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、一株当りの当期純利益の推移をグラフで表示しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	川崎重工グループは、グループとして守るべき規範を、「カワサキ・ミッションステートメント」として制定しており、その中で、ステークホルダーに対し果たすべき使命を明確にしております。当社もグループの一員として、それを遵守しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの重要性を認識し、遵守すべき企業倫理の基本理念として「企業倫理規則」を制定し、その「行動基準」を定めております。その重要な柱の一つとして「環境保全の促進」を掲げ、実践しております。当社の滋賀工場において、ISO14001を取得し、環境を重視した企業活動に努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っております。

[内部統制システムの基本方針]

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、企業活動において遵守すべき企業倫理の基本理念を制定し、その実践に当り率先垂範するものとしている。社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、全社にわたるコンプライアンス体制を構築しており、これを実効あるよう推進することにより、法令及び定款の定めを遵守している。

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、「企業倫理規則」に明記するとともに、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対応することとしている。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社内規程を制定し適切な方法により、定められた期間、保存・管理している。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持している。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングしている。

また、重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行っている。

コンプライアンスリスクについては、社長を委員長とする「企業倫理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反の監視及び法令遵守の徹底を図り、教育・啓蒙活動も継続して実施している。

リスクが顕在化した場合の対応としては、「危機管理規則」により緊急事態における行動指針を明らかにするとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に運用することとしている。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行っており、「取締役会」の決定に基づく業務執行は、組織、職務、権限等の規則を制定し、効率的に行うこととしている。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行うこととしている。

また、中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行うこととしている。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が、法令及び定款を遵守し、行動できるように「企業倫理規則」を制定している。そして、その徹底を図るために委員会を設置し、実践的な活動を行っている。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を制定している。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行っている。

#### 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保することとしている。

また、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努めている。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしている。

#### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事は、監査役の同意を必要としている。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要なときは、意見を述べることができ、合わせて、必要に応じて関係資料を閲覧できることとしている。

また、「決裁規則」により重要な決裁事項に関して、監査役への報告を義務付けている。

そして、代表取締役との会合を定期的に開催し、重要課題等について意見交換を行うこととしている。

#### 10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が独立の立場で行う監査が健全で持続的な成長を担保する役割を果たすことを認識し、監査役が「監査役監査基準」に基づいて、実効的監査を行える環境の整備に協力している。

また、監査役は、内部監査部門と緊密な連携をとり、内部監査部門が「内部監査規則」に則り実効的監査を実施できることを確保するように努めている。

一方、監査役、内部監査部門及び会計監査人は相互に連携し効果的な監査の実施を図るよう努めている。

#### 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置している。さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施している。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、「企業倫理規則」に明記するとともに、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対応することとしている。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な会社情報を投資者に正確かつ公平に提供することを目的として、適時開示を必要とする事項、かつその取扱に準じる「内部者取引管理規則」(以下「社内規則」という)を設け、当該社内規則に則して以下の適時開示に係る社内体制を構築し、会社情報の開示を行なっております。

1. 社内規則に従業員に対して周知徹底する。
2. 社内規則において定められた事象が発生した場合、当該事象について業務上所掌する部門の責任者(以下「主管部門長」)は、情報取扱責任者である企画室長へ当該事象に係わる情報を速やかに報告する。
3. 企画室長及び社内規則における協議部門責任者は、当該情報が証券取引所規定の適時開示規則等に定められた開示情報か否かを判断する。
4. 当該情報が開示すべき情報であると判断された場合は、企画室長は、当該事象の具体的内容と開示を行なう旨を代表者である社長へ報告し、開示についての承認を受ける。
5. 社長は、開示内容につき遅滞なく取締役及び監査役へ報告する。
6. 企画室長は、速やかに投資者への開示を行なう。
7. 当社判断により開示が必要であると認めた会社情報が生じた時は、直ちに適切な手続きを踏まえ開示を行う等、積極的な情報開示に努める。
8. 内部監査部門は、当該社内体制の適切性並びに有効性を検証し、取締役へ報告を行なう。



